

2009年6月11日 全11頁

金融機関における有価証券の減損基準（2）

一 基準内容

制度調査部
鈴木 利光

金融機関における有価証券の減損基準の内容、傾向の整理

[要約]

- 2008年度は、世界的な金融危機に被われた年となった。
- その結果、我が国の企業における2009年3月期の決算は、保有している有価証券の減損処理が一つのトピックとなったものと考えられる。そのことは、国税庁が2009年4月3日に、会計上において計上した減損損失を税務上も損金算入しやすくするために、「上場有価証券の評価損に関するQ&A」を公表したことからも窺われる。
- 本稿では、調査対象の金融機関71社のうち、「下落率30%以上50%未満」の場合に、無条件で「著しい下落」に該当する（「回復可能性」の判定に移行）としている（していた）金融機関、及び諸事情を総合考慮して「著しい下落」に該当するか否かを判定する（該当した場合は「回復可能性」の判定に移行）としている（していた）金融機関にスポットをあて、その減損基準の内容を整理した。結論として、後者の金融機関は21社あり、「著しい下落」に該当するか否かを判定するための「諸事情」としては、12社が「信用リスク」を、3社が「信用リスク等」を、3社が「株価推移」を、1社が「金額の重要性」を、1社が「債務者区分等」を、1社が「発行会社の財政状態等」を、そして1社が「発行会社の業況等」を挙げている。

【目次】

- I. はじめに (P1)
- II. 有価証券の減損処理の概略 (P2)
- III. 金融機関における有価証券の減損基準の内容 (P4)

I. はじめに

- 2008年度は、世界的な金融危機に被われた年となった。
- その結果、我が国の企業における2009年3月期の決算は、保有している有価証券の減損処理が一つのトピックとなったものと考えられる。そのことは、国税庁が2009年4月3日に、会計上において計上した減損損失を税務上も損金算入しやすくするために、「上場有価証券の評価損に関するQ&A」を公表したことからも窺われる。
- 大和総研制度調査部情報「金融機関における有価証券の減損基準（1）－調査総評」（鈴木利光/2009年6月11日）では、金融機関（主に銀行）の2009年3月期における有価証券の減損基準について、2008年3月期との比較を調査した。金融機関を対象としたのは、他の業種と比較して有価証券の減損基準を細かく定めているからである。結論として、調査対象の金融機関71社のうち、7社が減損基準

を緩和している（※1）。

- 本稿では、前述の調査対象の金融機関 71 社のうち、
 - (B) 2009 年 3 月期（2 社においては 2009 年 2 月期）もしくは 2008 年 3 月期（2 社においては 2008 年 2 月期）において、「下落率 30%以上 50%未満」の場合に無条件で「著しい下落」に該当する（「回復可能性」の判定に移行）としている（していた）金融機関、及び
 - (C) 「下落率 30%以上 50%未満」の場合に諸事情を総合考慮して「著しい下落」に該当するか否か判定する（該当した場合は「回復可能性」の判定に移行）としている（していた）金融機関にスポットをあて、その減損基準の内容を整理した（※1）。結論として、後者の金融機関は 21 社あり、「著しい下落」に該当するか否かを判定するための「諸事情」としては、11 社が「信用リスク」を、3 社が「信用リスク等」を、2 社が「株価推移」を、1 社が「金額の重要性」を、1 社が「債務者区分等」を、1 社が「発行会社の財政状態等」を、そして 1 社が「発行会社の業況等」を挙げている。

（※1）株式会社日本格付研究所が格付けを付している金融機関のうち、2009 年 3 月期（2 社については 2009 年 2 月期）決算短信より、筆者にて有価証券の減損適用基準の調査が可能であった 71 社を調査対象としている。なお、決算短信の検索範囲の網羅性及び内容の正確性については、確保されていないことを申し添える。

II. 有価証券の減損処理の概略¹

- 有価証券の減損処理とは、保有している有価証券の時価が著しく下落し、かつ回復の可能性があるとは認められない場合、または実質価額が著しく下落した場合に、その帳簿上の取得原価を決算時点の時価または実質価額に強制的に切下げ、切下げた分の額を損益計算書で損失として処理することをいう（企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」第 20 項・第 21 項参照）。
- 議論の簡略化のため、時価のある有価証券に限定すると、
 - 企業会計上は、時価の下落率が取得原価に比べて 50%以上の場合、「著しい下落」に該当し、かつ合理的な反証のない限り時価が取得原価まで回復可能性があるとは認められないことから、減損処理が必要となる（※2）。
 - また、時価の下落率が取得原価に比べて 50%未満であっても、状況によっては時価の「著しい下落」があったものとして、回復可能性の判定の対象とされる。そこで、時価の下落率が取得原価に比べて 30%以上 50%未満の場合は、状況に応じ個々の企業において時価が「著しく下落」したと判定するための「合理的な基準」を設け、「著しく下落」したか否かを判断する。
 - 恣意性を排除するため、「合理的な基準」の内容については文書をもって設定しておき、当該基準を継続適用していく必要がある。
 - 「合理的な基準」は、時価の下落率のほか、債権管理目的上の対象会社の信用リスクに係る評価結果等を加味して設定することができる。例えば、銀行等が融資先の株式を保有している場合、融資先の自己査定の結果を踏まえて「著しい下落」に該当すると判断することも可能である。

¹ 詳細については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研制度調査部情報「有価証券の減損処理（会計・税務）①～時価がある場合」（鳥毛拓馬/鈴木利光）[090206]
 ◆大和総研制度調査部情報「有価証券の減損処理（会計・税務）②～時価がない場合」（鳥毛拓馬/鈴木利光）[090206]

- 「合理的な基準」に該当した銘柄については、「回復可能性」の判定の対象とする必要がある。
- 設定した「合理的な基準」については、その内容を注記において説明することが望ましいとされている（会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」91・284参照）。

(※2) 一方、税務上は、時価の50%以上の下落に加えて、近い将来その価額の回復が見込まれないことが減損処理すなわち損金算入の要件とされている（法基通9-1-7参照）²。なお、50%未満の下落率の場合は損金算入が認められる余地はない。

² 詳細については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研制度調査部情報「国税庁、上場有価証券の評価損に関するQ&Aの公表」（鳥毛拓馬）[090407]

Ⅲ. 金融機関における有価証券の減損基準の内容

1. 「下落率 30%以上 50%未満」の場合に無条件で「著しい下落」に該当する（「回復可能性」の判定に移行）としている（していた）金融機関

(1) 該当金融機関一覧

- 2009年3月期（2社においては2009年2月期）もしくは2008年3月期（2社においては2008年2月期）において、「下落率 30%以上 50%未満」の場合に無条件で「著しい下落」に該当する（「回復可能性」の判定に移行）としている（していた）金融機関は、調査対象金融機関 71社のうち、42社であった。図表1を参照されたい（「B」がそれに該当する）。なお、黄色を付した金融機関については、2009年3月期（2社においては2009年2月期）において、2008年3月期（2社においては2008年2月期）に比べて有価証券の減損基準を緩和したと考えられる金融機関³との重複を示している。

図表1 「下落率 30%以上 50%未満」の場合に無条件で「著しい下落」に該当する（「回復可能性」の判定に移行）としている（していた）金融機関

【表記説明】

A=無条件で減損処理（「回復可能性」を考慮しない）

B=無条件で「著しい下落」に該当（「回復可能性」の判定に移行）

C=諸事情を総合考慮し、「著しい下落」に該当するか否かを判定（該当した場合は「回復可能性」の判定に移行）

	下落率 30%以上 50%未満の処理		C 要因(考慮対象)		備考
	2008年3月期	2009年3月期	2008年3月期	2009年3月期	
愛知銀行	B	B			「回復可能性」の判定方法を見直し ⇒減損処理額が 1,065 百万円減少
あおぞら銀行	B	C		信用リスク	従来の方法に比べて経常損失及び 税金等調整前当期准損失が 623 百 万円減少
青森銀行	B	B			
秋田銀行	B	B			

³ 概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研制度調査部情報「金融機関における有価証券の減損基準（1）－調査総評」（鈴木利光）[090611]

	下落率 30%以上 50%未満の処理		C 要因(考慮対象)		備考
	2008年3月期	2009年3月期	2008年3月期	2009年3月期	
朝日海上保険	B	B			
阿波銀行	A	B			減損処理額は従来の基準に比べて 7,078 百万円減少
愛媛銀行	B	B			
大阪証券金融	B	B			
沖縄銀行	B	B			
関東つくば銀行	A	B			減損処理額は従来の基準に比べて 6,401 百万円減少
北日本銀行	B	B			
きらやか銀行	B	B			
群馬銀行	B	B			
京葉銀行	?(記載なし)	B			
佐賀共栄銀行	B	B			
滋賀銀行	B	B			
七十七銀行	B	B			
荘内銀行	B	B			
信金中金	B	B			
ジャックス	B	B			
十八銀行	A	B			従来の方法に比べ、当事業年度の 時価のある有価証券の減損額は 9,037 百万円減少
大光銀行	A	B			※減損基準に係る追加情報なし
第三銀行	B	B			
第四銀行	?(記載なし)	B			
大同火災海上保険	B	B			
筑邦銀行	C	B	株価推移		
東京都民銀行	B	B			
東和銀行	B	B			
トマト銀行	B	B			
名古屋銀行	B	B			
豊和銀行	B	B			
北越銀行	B	B			

	下落率 30%以上 50%未満の処理		C 要因(考慮対象)		備考
	2008年3月期	2009年3月期	2008年3月期	2009年3月期	
北國銀行	B	B			
ポケットカード(注)	B	B			
三重銀行	B	B			
三菱 UFJ リース	B	B			
南日本銀行	B	B			
宮崎銀行	B	B			
武蔵野銀行	B	B			
八千代銀行	B	B			
山形銀行	B	B			
琉球銀行	B	B			

(出所) 大和総研制度調査部作成

(注) 2月決算

(2) 減損基準の内容(「回復可能性」の判定基準)

- 図表1の金融機関は、「B」の期においては、「回復可能性」の判定に移行し、それが認められない場合に減損処理をすることとしている。
- 「回復可能性」の判定にあたって、上記42社のうち半数の21社は、特に判定基準(判断材料)を記載していない。これに対して、残りの21社は、「回復可能性」の判定基準(判断材料)を記載している。図表2を参照されたい。なお、黄色を付した金融機関については、2009年3月期(2社においては2009年2月期)において、2008年3月期(2社においては2008年2月期)に比べて有価証券の減損基準を緩和したと考えられる金融機関⁴との重複を示している。

⁴ 概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研制度調査部情報「金融機関における有価証券の減損基準(1) ー調査総評」(鈴木利光)[090611]

図表2 「回復可能性」の判定基準（判断材料）

	「回復可能性」の判定基準(判断材料)
秋田銀行	基準日前一定期間の時価の推移、発行会社の財務内容など
阿波銀行	過去の一定期間における時価の推移ならびに当該発行会社の業績等
愛媛銀行	過去の時価動向、発行会社の業績の推移等
関東つくば銀行	過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等
きらやか銀行	発行会社の業績や過去一定期間の時価の推移等
群馬銀行	基準日前一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容など
京葉銀行	一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等
滋賀銀行	過去の時価の推移ならびに当該発行会社の業績・信用リスク等
七十七銀行	過去の一定期間の下落率
荘内銀行	発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等
信金中金	過去の一定期間の下落率等
十八銀行	有価証券発行会社の財務状況や過去の時価の推移等
第三銀行	時価の推移や発行会社の業績の推移、信用状況
第四銀行	基準日前一定期間の時価の推移や発行会社の財務状態など
筑邦銀行	発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等
トマト銀行	過去の株価傾向、発行会社の業績・信用リスクの推移等
北國銀行	時価推移及び当該発行体の業績推移等を考慮したうえで、概ね1年以内に時価の回復が認められないと判断したもの
南日本銀行	B(※下の水色)
武蔵野銀行	B(※下の黄緑色)
八千代銀行	時価の推移及び発行体の財政状態等
山形銀行	発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等

(出所) 大和総研制度調査部作成

- 傾向として、時価推移、業績推移、過去の一定期間の下落率、財務状態、信用リスク等が「回復可能性」の判断材料として挙げられている。南日本銀行と武蔵野銀行の基準は、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」91・284をそのまま採用している。

2. 「下落率 30%以上 50%未満」の場合に諸事情を総合考慮して「著しい下落」に該当するか否かを判定する（該当した場合は「回復可能性」の判定に移行）としている（していた）金融機関

(1) 該当金融機関一覧

- 2009年3月期（2社においては2009年2月期）もしくは2008年3月期（2社においては2008年2月期）において、「下落率 30%以上 50%未満」の場合に諸事情を総合考慮して「著しい下落」に該当するか否かを判定する（該当した場合は「回復可能性」の判定に移行）としている（していた）金融機関は、調査対象金融機関 71 社のうち、22 社であった。図表 3 を参照されたい（「C」がそれに該当する）。なお、黄色を付した金融機関については、2009年3月期（2社においては2009年2月期）において、2008年3月期（2社においては2008年2月期）に比べて有価証券の減損基準を緩和したと考えられる金融機関⁵との重複を示している。

図表 3 「下落率 30%以上 50%未満」の場合に諸事情を総合考慮して「著しい下落」に該当するか否かを判定する（該当した場合は「回復可能性」の判定に移行）としている（していた）金融機関

【表記説明】

A=無条件で減損処理（「回復可能性」を考慮しない）

B=無条件で「著しい下落」に該当（「回復可能性」の判定に移行）

C=諸事情を総合考慮し、「著しい下落」に該当するか否かを判定（該当した場合は「回復可能性」の判定に移行）

	下落率 30%以上 50%未満の処理		C 要因(考慮対象)		備考
	2008年3月期	2009年3月期	2008年3月期	2009年3月期	
あおぞら銀行	B	C		信用リスク	従来の方法に比べて経常損失及び税金等調整前当期准損失が ⁶ 623 百万円減少
イオンクレジットサービス(注)	C	C	金額の重要性	金額の重要性	
関西アーバン銀行	C	C	信用リスク等	信用リスク等	
岐阜銀行	C	C	発行会社の財政状態等	発行会社の財政状態等	

⁵ 概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研制度調査部情報「金融機関における有価証券の減損基準（1） - 調査総評」（鈴木利光）[090611]

	下落率 30%以上 50%未満の処理		C 要因(考慮対象)		備考
	2008年3月期	2009年3月期	2008年3月期	2009年3月期	
西京銀行	C	C	債務者区分等	債務者区分等	
四国銀行	C	C	信用リスク	信用リスク	
新生銀行	C	C	信用リスク	信用リスク	
住友信託銀行	C	C	信用リスク	信用リスク	
仙台銀行	C	C	信用リスク等	信用リスク等	
だいこう証券ビジネス	C	C	信用リスク	信用リスク	
筑邦銀行	C	B	株価推移		
千葉興業銀行	C	C	株価推移	株価推移	
富山第一銀行	C	C	信用リスク	信用リスク	
長野銀行	C	C	株価推移	株価推移	
西日本シティ銀行	C	C	発行会社の業況等	発行会社の業況等	
百十四銀行	C	C	信用リスク	信用リスク	
広島銀行	C	C	信用リスク	信用リスク	
ふくおかフィナンシャルグループ	A	C		信用リスク	この変更により有価証券の減損額は、17,159 百万円減少
ほくほくフィナンシャルグループ	C	C	信用リスク等	信用リスク等	
三菱 UFJ フィナンシャル・グループ	?(記載なし)	C		信用リスク	
みなと銀行	C	C	信用リスク	信用リスク	
横浜銀行	C	C	信用リスク	信用リスク	

(出所) 大和総研制度調査部作成

(注) 2月決算

(2) 減損基準の内容(「著しい下落」に該当するか否かを判定するための考慮対象としての「諸事情」及び「回復可能性」の判断基準)

- 図表3の金融機関は、「C」の期においては、諸事情を総合考慮して「著しい下落」に該当するか否かを判定し、該当した場合は「回復可能性」の判定に移行する。そして「回復可能性」が認められない場合に減損処理をすることとしている。
- 上記21社の「著しい下落」に該当するか否かを判定するための考慮対象としての「諸事情」(「C要因(考慮対象)」がそれに該当する)及び

「回復可能性」の判定基準（判断材料）は、図表4のとおりである。なお、黄色を付した金融機関については、2009年3月期（2社においては2009年2月期）において、2008年3月期（2社においては2008年2月期）に比べて有価証券の減損基準を緩和したと考えられる金融機関⁶との重複を示している。

図表4 「著しい下落」に該当するか否かを判定するための考慮対象としての「諸事情」及び「回復可能性」の判定基準（判断材料）

	C 要因(考慮対象)	「回復可能性」の判定基準(判断材料)
あおぞら銀行	「要注意先」(今後の管理に注意を要する発行会社)につき「著しい下落」に該当	? (記載なし)
イオンクレジットサービス(注)	金額の重要性	? (記載なし)
関西アーバン銀行	信用リスク等	? (記載なし)
岐阜銀行	発行会社の財政状態等	? (記載なし)
西京銀行	債務者区分等	? (記載なし)
四国銀行	信用リスク(自己査定における債務者区分・外部格付)	過去の株価動向及び業績推移等
新生銀行	「要注意先」(今後の管理に注意を要する発行会社)につき「著しい下落」に該当	「著しい下落」に該当すれば原則として「回復可能性」なし
住友信託銀行	今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものにつき「著しい下落」に該当	一定期間下落が継続
仙台銀行	信用リスク等	? (記載なし)
だいがう証券ビジネス	各連結会計年度における過去2年間の最高値と帳簿価額との乖離状況等保有有価証券の時価水準を把握するとともに発行体の公表財務諸表ベースでの各種財務指標の検討等により信用リスクの定量評価	? (記載なし)
筑邦銀行	当連結会計年度末日以前3ヵ月間の平均価格が取得原価に比べて30%以上下落している場合、「著しい下落」に該当	? (記載なし)
千葉興業銀行	過去1年間の平均時価が40%以上下落した状態にある場合、「著しい下落」に該当	? (記載なし)
富山第一銀行	格付等を考慮した所定の基準	? (記載なし)
長野銀行	過去一定期間において時価が簿価あるいは評価損率が30%未満の水準まで達していない場合、時価が「著しく下落した」と判断	? (記載なし)
西日本シティ銀行	発行会社の業況や過去一定期間の時価の下落率等	? (記載なし)

⁶ 概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研制度調査部情報「金融機関における有価証券の減損基準（1）－調査総評」（鈴木利光）[090611]

	C 要因(考慮対象)	「回復可能性」の判定基準(判断材料)
百十四銀行	発行会社の信用リスク(自己査定における債務者区分、外部格付)等	? (記載なし)
広島銀行	債務者区分等	? (記載なし)
ふくおかフィナンシャルグループ	「要注意先」(今後の管理に注意を要する発行会社)につき「著しい下落」に該当	? (記載なし)
ほくほくフィナンシャルグループ	正常先において、市場価格が一定水準以下で推移等した場合に「著しい下落」に該当	? (記載なし)
三菱 UFJ フィナンシャル・グループ	「要注意先」(今後の管理に注意を要する発行会社)につき「著しい下落」に該当	「著しい下落」に該当すれば即ち「回復可能性」なし
みなと銀行	「要注意先」(今後の管理に注意を要する発行会社)につき「著しい下落」に該当	? (記載なし)
横浜銀行	「要注意先」(今後管理に注意を要する債務者)につき「著しい下落」に該当	「著しい下落」に該当すれば即ち「回復可能性」なし

(出所) 大和総研制度調査部作成

(注) 2月決算

- 傾向として、債務者区分等や格付等の信用リスク、過去一定期間の株価推移等が「著しい下落」に該当するか否かを判定するための考慮対象としての「諸事情」(「C 要因(考慮対象)」がそれに該当する)として挙げられている。
- また、「下落率 30%以上 50%未満」の場合に諸事情を総合考慮して「著しい下落」に該当するか否かを判定する(該当した場合は「回復可能性」の判定に移行)としている(していた)金融機関は、「回復可能性」について言及していないケースが多い。この点については、三菱 UFJ フィナンシャル・グループや横浜銀行のように、諸事情を総合考慮して「著しい下落」に該当すれば即ち「回復可能性」なしとしているのか、それとも別途「回復可能性」を考慮するのかが明確でない。

以上